

(3)おいらせ町町税条例等の一部を改正する条例（平成31年おいらせ町条例第5号）
新旧対照表（抜粋）（第3条関係）

改正後	現行
<p>第3条 おいらせ町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（後略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中おいらせ町町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>令和元年6月1日</u></p> <p>(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(3) 第2条中おいらせ町町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1</p>	<p>第3条 おいらせ町町税条例の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>平成33年4月1日から平成34年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成34年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>平成34年4月1日から平成35年3月31日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成35年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（後略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第1条中おいらせ町町税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 <u>平成31年6月1日</u></p> <p>(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(3) 第2条中おいらせ町町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1</p>

改正後			現行		
<p>項の改正規定並びに附則第3条の規定 <u>令和2年1月1日</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>(5) 第3条及び附則第8条の規定 <u>令和3年4月1日</u></p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のおいらせ町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>令和元年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、<u>令和2年度分</u>の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>項の改正規定並びに附則第3条の規定 <u>平成32年1月1日</u></p> <p><u>(4) 第3条中おいらせ町町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日</u></p> <p>(5) 第3条 <u>(前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び附則第8条の規定 <u>平成33年4月1日</u></p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のおいらせ町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人町民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用し、<u>平成31年度分</u>までの個人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、<u>平成32年度分</u>の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）	附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（ <u>平成31年6月1日</u> 前に支出したものに限る。）
	送付	送付又はおいらせ町町税条例等の一		送付	送付又はおいらせ町町税条例等の一

改正後			現行		
		部を改正する条例 (平成31年おいらせ町条例第5号) 附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前のおいらせ町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付			部を改正する条例 (平成31年おいらせ町条例第5号) 附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前のおいらせ町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
4	略		4	略	
第3条	附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のおいらせ町税条例(次項及び第3項において「 2年新条例 」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に 令和2年度 以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に 令和元年度分 までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。		第3条	附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のおいらせ町税条例(次項及び第3項において「 32年新条例 」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に 平成32年度 以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に 平成31年度分 までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。	
2	2年新条例 第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する 2年新条例 第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。		2	32年新条例 第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する 32年新条例 第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。	
3	2年新条例 第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する 2年新条		3	32年新条例 第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する 32年新	

改正後	現行
<p><u>例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>令和元年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の<u>おいらせ町町税条例</u>（以下「<u>元年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>元年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の<u>おいらせ町町税条例</u>の規定は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和2年度分</u>までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p><u>条例</u>第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p><u>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のおいらせ町町税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p> <p>第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、<u>平成31年度分</u>の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の<u>おいらせ町町税条例</u>（以下「<u>31年10月新条例</u>」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 <u>31年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の<u>おいらせ町町税条例</u>の規定は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成32年度分</u>までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>